

公共汚水柵設置承諾書

私所有の土地に宇和島市に帰属する公共汚水柵及び取付管を設置することを承諾します。

なお、設置された公共汚水柵及びキャップ止め取付管に設置替え等の変更が生じた場合には私の責任により私の費用で移転し、完成後は宇和島市に帰属することを承諾します。

上記事項は、所有権移転時などで承諾書提出者が変更になった場合にも承継します。

年 月 日

設置場所	宇和島市		
(個人の場合)		路線番号	※
住所		汚水柵	※
氏名	Ⓜ	取付管	※
電話番号		公共汚水柵深さ	① H=0.8m ② その他(H= m)
(法人の場合)		(借地の場合)	
住所		住所	
会社名・ 代表者氏名	Ⓜ	氏名	Ⓜ
電話番号		電話番号	
土地の種類	自己所有地 借地	調査員	※

家屋見取り図

(注) ※箇所は記入しないでください。

公共汚水樹の設置承諾について

公共下水道整備に伴う公共汚水樹の設置に関し、以下の説明及び記入例を参考に「公共汚水樹設置承諾書」の提出をお願いします。

なお、公共汚水樹の設置位置及び深さについては、樹設置希望者の希望を考慮し、本市において決定します。

◎公共汚水樹とは、水洗便所の水及び台所、風呂、洗面所等の雑排水（汚水）を集める樹です。

◎公共汚水樹は、現在排水設備のない駐車場及び倉庫等には設置しません。ただし、将来家を新築された場合には、その折に宇和島市が公共汚水樹を設置します。

◎公共汚水樹は、原則として各戸に1個私有地に設置します。また、2個以上希望される場合には、個人負担（有料）となります。

◎公共汚水樹の設置には、最低50cm四方のスペースが必要です。

◎土地及び建物の持ち主が同じ場合には、該当箇所に住所・氏名・電話番号・印などを記入してください。土地が借地である場合は、建物の持ち主が土地の持ち主に了承を得て、該当箇所に住所・氏名・電話番号・印などを記入してもらってください。

◎家屋見取り図には、道路、隣地境界線、玄関、便所、台所、風呂及び希望される公共汚水樹の位置を記入してください。

◎公共汚水樹の位置は、原則として官民境界（道路端）から1m以内の箇所とし、隣地からの距離を明記してください。

◎公共汚水樹の深さについては、該当箇所を○で囲んでください。

現在、当市では標準の深さとして「①H=0.8m」で行っています。「②その他」を希望される場合には、具体的に数値の記入をお願いします。

また、「キャップ止め」の場合も記入をお願いします。

◎公共汚水樹のみが何らかの理由により設置できない場合には、「キャップ止め」と記入してください。この場合、公共汚水樹の材料については、将来設置される折に市から支給しますが、工事費用は個人負担（有料）となります。

◎隣地の土地を使用する場合には、各人にて了解を得てください。

◎公共汚水樹設置工事終了後、樹の位置及び深さを変更する必要がある場合には、工事費（材料も含む）は個人負担となりますので、御考慮のうえ記入してください。その折には、公共汚水樹は市に帰属しているので、必ず宇和島市下水道課に連絡をし、許可を受けて行ってください。

◎公共汚水樹設置工事の折には、請負業者が再度公共汚水樹の位置及び深さについて確認に伺いますので、変更がありましたらその旨お伝えください。

◎不明な点がありましたら、下水道課までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

宇和島市上下水道局下水道課下水道係
住所 〒798-8601宇和島市曙町1番地
TEL 0895-49-7115